平成２２年（フ）第１３５９号
神戸市中央区脇浜町１丁目３番３―502号
債務者　林田　尚子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０１号
兵庫県洲本市上加茂40番地１
債務者　岡本　　誠
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第７４１号
福岡県田川郡川崎町大字田原532―３、住民票上の住所福岡県遠賀郡岡垣町大字手野1138番地８
債務者　司城　敬三
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７４２号
福岡県田川郡川崎町大字田原532―３、住民票上の住所福岡県遠賀郡岡垣町大字手野1138番地８
債務者　司城　春子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０８号
長崎県島原市北門町1492番地１、前住所長崎県島原市中安徳町丁4350番地
債務者　吉田　里奈
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第４８５号
福岡県直方市大字頓野2104番地16
債務者　黒木　豊美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０４９号
北九州市八幡西区穴生１丁目12番30―403号
債務者　長門　昭三
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０５０号
北九州市若松区中畑町４番30―101号
債務者　森東　雅子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１０１号
北九州市小倉北区長浜町17番22号
債務者　高　　明淑
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１１９号
北九州市小倉北区神岳１―４―11ウイング足立Ｂ棟203号
債務者　山田　優太
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１５２号
北九州市小倉南区北方１丁目16番13―205号
債務者　髙倉　克廣
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１７３号
島根県八束郡東出雲町大字揖屋町2540番地７、前住所松江市大庭町106番地６
債務者　屋敷　春枝
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４３号
福島県いわき市内郷綴町高野作17番地の２、前住所福島県いわき市小名浜岡小名字塩田１番地の１　雇用促進住宅２―208
債務者　浅野　修一
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２４９号
福島県いわき市中央台鹿島３丁目１番地の３県営住宅４―４
債務者　渡辺　義一
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２５０号
福島県いわき市中央台鹿島３丁目１番地の３県営住宅４―４
債務者　渡辺　明美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２５４号
福島県いわき市小名浜字沖見８番地の６　志賀ビル１Ｆ
債務者　志賀さと子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３２号
和歌山県日高郡日高川町大字川原河139番地
債務者　堂前　昌好
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
和歌山地方裁判所御坊支部